

2020年11月30日

「新型コロナ災害緊急アクション」第三次活動報告会と緊急政府交渉

新型コロナ災害緊急アクション

日時：2020年11月30日（月）14：30入館証配布・受付開始

会場：参議院議員会館 B107会議室

プログラム（予定）：

第一部 緊急政府交渉

15：10 支援を受けられない外国人の公的支援を求める政府交渉

16：10 困窮者支援に対する住まいの公的支援を求める政府交渉

17：10 終了

第二部 新型コロナ緊急アクション 第三回中間活動報告会

17：30 「新型コロナ災害緊急アクション」から活動報告

瀬戸大作（新型コロナ災害緊急アクション事務局）

17：50 公的支援を受けられない外国人の困難状況と今後に向けて

①クルド人の生存権を守る実行委員会「外国人のための大相談会」から見えた外国人の困難の状況と今後に向けて

報告 稲葉奈々子（移住者と連帯する全国ネットワーク貧困対策プロジェクトチーム）

松沢秀延（クルドを知る会）

②ベトナム元技能実習生がおかれている現状から私たちの今後を考える

ティック・タム・チー（在日ベトナム仏教信者会会長）

原文次郎（移住連会員）

18：40 生活保護申請同行の現場から ―いまこそ公的住宅支援を求める―

稲葉剛（つくろい東京ファンド）

19：00 新型コロナ災害緊急アクションより年末年始の取り組み

新型コロナ災害緊急アクション事務局

19：10 終了

●問い合わせ

事務局 担当 瀬戸大作（反貧困ネットワーク事務局長）

090-1437-3502

setodaisaku7@gmail.com

支援を受けられない外国人の公的支援を求める政府交渉＊要請項目

1. 特別定額給付金 10 万円を支給してください。 <総務省>

このように、国境封鎖や諸般の事情により帰国できないにもかかわらず、住民登録の対象外ゆえ公的支援をまったく受けられない難民申請者や仮放免者を含む非正規滞在者、短期滞在者などに対して、特別定額給付金 10 万円を支給してください。

また、コロナの影響は中長期にわたり、社会的に脆弱な立場に置かれた人びとの生活困窮はさらに深刻化している。第2次特別定額給付金の支給を検討してください。

2. 就労可の在留資格を付与してください。 <法務省>

国境封鎖や諸般の事情により帰国できない短期滞在者、難民申請者、仮放免者などの非正規滞在者に対して、コロナ禍という非常事態を考慮したうえで、短期間であっても就労可能な在留資格を付与してください。

3. 誰もが「屋根がある住まい」を確保できるようにしてください。 <国土交通省>

仮放免者や短期滞在者などの場合、家賃が生活を圧迫している。在留資格の有無にかかわらずなく公営住宅あるいは宿泊施設を、緊急に提供してください。

貴省によると、コロナ感染拡大による収入減少者向けに枠を設けて目的外使用制度等により提供される公営住宅は、特定警戒都道府県・政令市において 9 月 25 日時点で 1,452 戸程度確保、のべ 368 世帯が入居したとされています。しかし対象地域であっても、公営住宅の目的外使用制度を実施していないとして、家賃が払えずに立ち退きを迫られる外国人もいます。制度が必要な人に十分活用されるように、自治体に対するさらなる働きかけをしてください。

4. 誰もが生活保護を受けることができるようにしてください。 <厚生労働省>

現在の生活保護制度は、特別永住者や別表第二の在留資格者には適用されているが、それ以外の外国人には適用されません。現行の運用を改め、生活に困窮するすべての移民に適用されるようにしてください。

5. すべての難民申請者の生活を保障してください。 <外務省>

現状では、緊急宿泊施設の受け入れや保護費の支給は、極めて限定的であり、とくにもっとも生活に困窮している非正規の難民申請者や複数回申請者が対象となっていません。また、コロナにより支給手続きも遅れ、難民申請者のなかには、子どもを抱えていても住居や最低限の食べ物がないなどの声が基金でも多く寄せられました。

すべての難民申請者を、外務省による支援（難民認定申請者緊急宿泊施設での受け入れ

や保護費支給)の対象としてください。

6. 誰もが病院に行けるようにしてください。 <厚生労働省>

入管施設から仮放免された人のほとんどが、何らかの疾患をもち持病を悪化させています。一方、現在の無料低額診療事業は、病院の裁量によるため、仮放免者が多く居住する地域の場合、一律受け付けないとする病院もあります。健康保険のない難民申請者や移民に対して、すべての医療機関で、無料あるいは低額で診察・治療ができるようにしてください。

7. 生活支援制度へのアクセスを保障してください。 <厚労省>

住居確保給付金をはじめとする福祉制度やその他の支援金について、国籍や在留資格を問わず要件を満たせば適用対象となるものでも、実際には外国籍者への適用は非常に限られています。その背景には、支援情報が十分に届いていない、また申請書類が日本語であるために一人では申請できない、などが現実的な壁があります。

これらの福祉制度や支援金の手続きについて日本語を母語としていない方でもわかりやすく広報するとともに、実態に即して利用要件を緩和し、また柔軟な手続きを可能とする等、困窮しているすべての人がもれなく活用できるようにしてください。

そのために、生活困窮者自立支援制度を国籍や在留資格にかかわらず利用できるようにしてください。

8. 就学援助を、公立学校に通い経済的に困窮しているすべての子どもに適用してください。 <文部科学省>

経済的困窮によって公立学校の給食費や諸費用が支払えなくなっているにもかかわらず、保護者の収入証明が出せない、情報が行き届いていないなどの理由で就学援助の適用を受けられていない外国ルーツの子どもがいます。保護者の生活実態に即し、就学援助が困窮しているすべての子どもに柔軟に適用されるよう、各自治体に通知を出してください。

住まい・生活保護分野政府交渉＊要請項目

＜厚生労働省＞

1. 住居確保給付金の支給期間について、最長9ヶ月までとなっている上限を見直し、少なくとも1年間としてください。

- ①支援期間を少なくとも1年間、必要に応じて無期限の制度に変えること
- ②公営住宅等への転居を支援すること、支給を受けるための要件を、公営住宅の入居基準に準じた基準とする緩和すること、
- ③支給額を引き上げること、
- ④支援を受けるための窓口の人員体制を拡充することなど
- ⑤転居に必要な費用補助も対象に含める（高額家賃の場合の転居や住まいがない人の住居確保のため）
- ⑥支援を受けるための窓口の人員体制を拡充する。

NHKによると、2020年4月に受給を開始した世帯数は3393件、5月に開始した世帯数は2万6591件、6月に受給を開始した世帯数は3万5241件、7月に受給を開始した世帯数は2万554件にのぼります。期間は原則3ヶ月、最長で9ヶ月とされており、4月に受給を開始した場合は12月末に期限を迎えることになってしまいます。コロナ禍にあって、不況を脱する見通しは立っていません。年末以降、収入が回復しないままに期限を迎え、家賃を支払うことのできない人々が続出する可能性があります。

2. 年末年始に向けてホテルなどを活用した緊急宿泊支援の実施を東京都以外でも拡大してください。確実に泊まれるよう相談ダイヤルなどの広報と食料支援も実施してください。

東京都が年末年始に向けて、感染の拡大による失業などで住まいを失った人のために、来月21日からのおよそ1か月間、ビジネスホテルなど1日あたり1000室を一時的に確保、緊急宿泊支援を実施すると発表したことを歓迎します。

- ① 年末年始に向けてホテルなどを活用した緊急宿泊支援の実施を東京都以外でも拡大してください。
- ② 相談したくても、相談場所が解らなったり、相談しても入れなかった人が続出する事がないよう広報活動の強化、確実に泊まれるよう相談ダイヤルの設置、年末年始に相談会を実施する民間支援団体との連携をすすめてください。
- ③ 年末年始に所持金が枯渇して、野宿生活を強いられている方々はビジネスホテルなど緊急宿泊施設に入居しても食料にも事欠く状況にある方が多数います。緊急宿泊支援に加え、弁当配布など食料支援も実施してください。生活保護制度の案内も実施してください。

3. 住居のない人が生活保護申請を行った際には居宅保護の原則にのっとり、一時利用住宅の提供、その後、速やかにアパート入居ができるようにして下さい。

厚生労働省社会・援護局保護課は2020年（令和2年）3月10日付け事務連絡で、「居宅生活が可能と認められる者」については、「自立相談支援機関や住宅部局、不動産関係団体と連携し、必要に応じて住居に関する情報を提供」すべきとしています。

しかし、以前より首都圏の大半の各自治体福祉事務所では、住まいを失ったり、ネットカフェで過ごすなど安定した住まいを持たない人が生活保護の申請を行った場合、アパート入居を認めず、一方的かつ機械的に無料低額宿泊所へ入所させる形での運用がほとんどです。加えて、長期間にわたって無料低額宿泊所に入所させておくケースが常態化しています。入所させた無料低額宿泊所の実態を福祉事務所が十分に把握する事なく、多額な施設料徴収による自立の阻害、集団生活や施設内労働の強要なども報告されている状況です。

- ① 住居のない人が生活保護申請を行った際には居宅保護の原則にのっとり、安易な無料低額宿泊所入所の誘導をすすめる事なく、一時利用住宅が提供できるよう体制整備をはかってください。
- ② 無料低額宿泊所の実態把握を厚生労働省が責任を持って実施してください。自立阻害、人権侵害行為の有無など、施設利用者のヒアリングを実施し、内容を公表してください。

4. コロナ禍での特例措置として、生活保護の要件緩和をおこなってください。

当団体への相談のなかでも、「扶養照会」がなされる可能性があることなどで、生活保護申請を諦めてしまう人が多くいます。親も貧困で頼れない、親との断絶状態が少なくありません。「家族」が急速に、セーフティネットとしての機能を失っている。コロナ禍での特例措置として下記について、生活保護の要件緩和をおこなってください。

- ① 扶養照会についてこれを廃止する。

●新型コロナ災害緊急アクション参加団体

<参加団体>

あじいる／移住者と連帯する全国ネットワーク貧困対策プロジェクトチーム／外国人ヘルプライン東海／蒲田・大森野宿者夜回りの会（蒲田パト）／官製ワーキングプア研究会／企業組合あうん／共同連／くらしサポート・ウィズ／クルドを知る会／寿医療班／こども防災協会／コロナ災害対策自治体議員の会／サマリア／NPO法人さんきゅうハウス／市民自治をめざす三多摩議員ネット／奨学金問題対策全国会議／新型コロナすぎなみアクション／住まいの貧困に取り組むネットワーク／首都圏生活保護支援法律家ネットワーク／首都圏青年ユニオン／女性ユニオン東京／生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション／生活保護問題対策全国会議／滞納処分対策全国会議／地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」／つくろい東京ファンド／TENOHASI／「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会／反貧困ささえあい千葉／反貧困ネットワークぐんま／反貧困ネットワーク埼玉／府中緊急派遣村／フードバンクネット西埼玉／FREEUSHIKU／労働組合「全労働」／非正規労働者の権利実現全国会議／反貧困ネットワーク／避難の協同センター／POSSE（50音順 11月20日現在）